

こうほうじょうえつ

# 広報上越



「広報上越」から上越市在住の外国人向けに役立つ情報を掲載しました。

《編集・発行》公益社団法人 上越国際交流協会 (JOIN) 〒943-0821 上越市土橋 1914-3

TEL: 025-527-3615 FAX: 025-522-8240 E-mail: join@valley.ne.jp HP: http://www.join-web.net/

## 新型コロナウイルス感染症の広がりを防ぐために市民の皆さんへのお願い

4月7日、上越市でも、初めて新型コロナウイルス感染症が確認されました。市民の皆さんは、一層の感染予防対策に努めていただき、心配することなく、落ち着いた行動をお願いします。

■問合せ…健康づくり推進課 (☎025-526-5111)

### 急ぎでない場合や必要でない外出はやめてください

※特に、感染が広がっている地域との行き来はやめてください。

※日用品の買い物、通院、仕事、個人的な運動をやめてもらうというものではありません。

※ご家族が帰って来ることに關しても、気を使うようお願いいたします。もし帰って来た場合は、できるだけ外出をやめて、2週間程度の健康観察と行動を記録してください。

### ● 3つの密を避けましょう

① 空気の通りがわるいところ…密閉空間 ② 多くの人が集まるところ…密集場所

③ 近くで話したり声を出したり場面…密接場面

### ● 手洗いや咳エチケットなどに気を付け、感染が広がらないようにしましょう。健康に注意しましょう

### ● 熱がでたり風邪の症状がでたりする場合は自宅で休んでください。医療機関に行く場合は、必ず電話で相談してからにしましょう。

感染したかもしれないと思った時は、「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」に相談を

### ■ こんな症状がでたら ①、②のどちらかに当てはまる場合は相談してください。

① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱など強い症状のいずれかある時。

② 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある時。

③ 上記以外の方で、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」が続く時

※妊婦の方は、念のため重症化しやすい方と同じ対応にしてください。

### ■ 相談窓口

新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター

【平日】上越保健所 ☎025-524-6134（午前8時30分～午後5時15分）

【土・日曜日、祝日】上と同じ（午前9時～午後5時）

【上に書いてある以外の時間】上越地域振興局（警備室）☎025-526-9317

症状や感染予防に関する相談などは、市の相談窓口へ

市健康相談コールセンター【平日、土・日曜日、祝日】☎025-526-5111（午前8時30分～午後5時15分）

## 水の事故に注意 危機管理課 (☎025・526・5111、内線1734)

これからの時季は、海や川、湖などへ出掛ける人が多くなり、水による事故が心配されます。

水の事故に十分注意しましょう。

### ● 水の事故を防ぐポイント

○子供から目を離さない ○海・川・湖などで遊ぶときは、ライフジャケットを着る。

○立入禁止の場所に入らない。○危険な場所には近づかない。○天気予報に注意する。

## 健康診査

新型コロナウイルス感染症により、健診の日が変わります。

### ●こどもの健診

健診や相談会の日には、市ホームページまたは上越市子育て応援ステーションホームページをご覧ください。

### ●大人の健診

新型コロナウイルス感染症が広がるのを防ぐため、5月から始まる予定だった大人の健診を遅らせます。遅らせる健診は、集団健診、施設健診、個別健診、人間ドックです。また、受診券や無料クーポン券などの送ることや、施設健診、個別健診、レディース健診の予約受付も遅らせます。感染の様子を見て始める時期をお知らせします。

## 新型コロナウイルス感染症に関係がある情報

### 市民税・県民税の申告と相談の期間をもう少し延ばします

コロナウイルスの感染を防ぐため申告・相談の期間をもう少し延ばして受け付けます。

時間： 平日 午前8時30分～午後5時15分

場所： 税務課、各総合事務所

問合せ： 税務課（☎025-526-5111、内線1250～1256）

※確定申告は、高田税務署（☎025-523-4171）で受け付けています。（予約必要）



### 納税の相談

感染症のために、税金を納めることが難しくなっている場合、1年以内の支払い期間中に分割して納める制度があります。感染症の関係で、既に国税や県税を納める期間を延ばしている人、または生活福祉資金貸付制度を使っている人などが対象です。なお、今国で新しく期間を延ばす制度も考えています。

問合せ： 収納課（☎025-526-5111、内線1233、1688）

### ガス・水道・下水道などの料金の支払い期間を延ばします

感染症により、一時的にガス・水道・下水道などの料金の支払いが困難な場合は、支払い期間を延ばします。

対象者： 個人＝生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けた人  
事業者＝国や県、市などが行っている新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付制度を利用して  
いる事業者

問合せ： ガス水道局料金センター（☎025-522-7030）、各営業所

### 人権に心を配って落ち着いた行動をお願いします

感染が拡大する中、インターネットやSNSで、感染者を悪く言う心無い書き込みが広がっています。

こういうことがあると、感染を疑われる症状が出ても、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴や濃厚接触者の情報を出すことをためらってしまいます。感染拡大を防ぐことに支障が出るかもしれません。こうした情報を広げるすることなく、国や県、市などが出している情報を確認し、人権を考慮して落ち着いた行動をとってください。

問合せ： 人権・同和対策室（☎025-526-5111、内線1442）

### 新型コロナウイルスを使った悪質商法にご注意を

感染が広がっている中、悪質商法などの相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。被害に遭わないため、次のような例にご注意ください。

- 「市の新型コロナウイルス対策室」と名乗り、個人情報聞き出す不審な電話があった。
- 「新型コロナウイルスの検査が無料で受けられる。マイナンバーが必要。これから自宅に行く」という電話があった。

〈アドバイス〉

- ・怪しい電話はすぐに切り、メールは無視する。
- ・口座情報や暗証番号などを教えない、キャッシュカードを渡さない。
- ・不審に思った場合やトラブルに遭った場合は近くの消費生活センター、警察に相談する。

問合せ： 消費生活センター（☎255-525-1905）